

【例示】障がい者相談支援従事者（相談支援専門員）現任研修受講（更新）早見表

初任研修 修了 初年度	年度																																		
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
H18年度	初	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8														
H19年度		初	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9													
H20年度			初	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10												
21年度				初	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11											
22年度					初	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12										
23年度						初	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13									
24年度							初	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14								
25年度								初	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15							
26年度									初	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16						
27年度										初	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17					
28年度											初	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18				
29年度												初	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19			
30年度													初	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
R1年度														初	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
2年度															初	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
3年度																初	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
4年度																	初	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
5年度																		初	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
6年度																			初	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
7年度																				初	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	

実務経験期間

＜現任研修受講時の留意点＞（参考：一般相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年3月30日厚生労働省告示第226号））

1 更新（現任研修受講）の考え方（告示）

- (1) 相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度とした5年度ごとの各年度の末日までに相談支援従事者現任研修（または主任研修）を修了すること。
- (2) 当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であること。

※相談支援専門員として配置されるにあたり、令和8年度末で研修受講の要件を満たさなくなる者は、下記のとおり。

- ①平成18年度に「障害者ケアマネジメント従事者研修」を修了した者に対する研修を受講し、平成19年度から平成23年度までに初回、平成24年度から平成28年度までに2回目、平成29年度から令和3年度までに3回目の現任研修等を受講し、それぞれにおいて修了証の交付を受けた者。
- ②平成23年度に初任者研修を受講し平成24年度から平成28年度までに初回、平成29年度から令和3年度までに2回目の現任研修等を受講し、それぞれにおいて修了証の交付を受けた者。
- ③平成28年度に初任者研修を受講し、平成29年度から令和3年度までに初回の現任研修を受講し、それぞれにおいて修了証の交付を受けた者。
- ④令和3年度に初任者研修を受講し、修了証の交付を受けた者。

2 相談支援従事者現任研修受講実務経験要件等（令和2年度改正内容）（表中青枠部分参照）

- (1) 初回の現任研修受講開始日を起算点として、過去5年間に通算して2年以上の相談支援の実務経験があること
- (2) 2回目以降の現任研修受講開始日を起算点として、過去5年間に通算して2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していること

※ 受講希望者は、実務経験の確認が必要となるため、今後研修実施者である長野県相談支援専門員協会が発表する募集要項を十分に留意し、内容を確認すること。

相談支援従事者現任研修受講実務要件の証明方法について

1 初回の現任研修受講の場合

証明の期間の始期は、相談支援専門員として配置された旨を届け出た、変更届出書の変更年月日とする。

証明の期間の終期は、令和8年7月1日とする。

この間に通算して2年以上の相談支援の業務に従事していることの証明が必要となる。

1の必要書類 ・ 配置の届出控えの写し ・ 初任者研修終了証 ・ 実務経験確認表

2 2回目以降の現任研修受講の場合であって、現に相談支援に従事している者の場合

証明の時点は令和8年7月1日現在とする。この時点で相談支援の業務に従事していることの証明が必要となる。

2の必要書類 ・ 配置の届出の控えの写し ・ 直近の相談支援従事者研修（現任又は主任）修了証 ・ 実務経験確認表

3 2回目以降の現任研修受講の場合であって、現に相談支援に従事していない者の場合

証明の始期は、令和3年9月9日又は相談支援専門員として配置された旨を届け出た、変更届出書の変更年月日を比較し、より遅い日付とする。

証明の期間の終期は、令和8年7月1日とする。この間に通算して2年以上の相談支援の業務に従事していることの証明が必要となる。

3の必要書類 ・ 配置の届出の控えの写し ・ 直近の相談支援従事者研修（現任又は主任）修了証 ・ 実務経験確認表

※ 証明の終期を令和8年9月9日とすることで実務経験の期間が2年以上となる場合に限り、指定権者へ事前に相談することを条件として、見込みでの証明を可とする。

※ 地域生活支援事業に関わる事業については、委託元である市町村（都道府県事業にあっては長野県）が認める場合に限り、早めに相談するようにしてください。

「（現任研修の）実務経験に認められる相談支援等の業務」

- ①障害児相談支援事業
- ②特定相談支援事業
- ③一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

- ④地域生活支援事業における障害者相談支援事業
- ⑤地域生活支援事業における基幹相談支援センター
- ⑥地域生活支援事業における相談支援に関する都道府県事業
- ⑦地域生活支援事業における相談支援に関する市町村事業

※④～⑦については当該業務を委託する自治体が認める場合に限る

「地域生活支援事業における相談支援に関する事業の例」

- ・地域生活支援拠点等における拠点コーディネーターの業務
- ・医療的ケア児支援センター
- ・高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- ・発達障害者支援センター
- ・障害者就業・生活支援センター
- ・障害児等療育支援事業
- ・地域活動支援センター（Ⅰ型のみ）

※いずれも当該業務を委託する自治体が認める場合に限るため、実務経験確認表に市町村担当課（県事業の場合には事業所を所管する保健福祉事務所担当課）から証明を受けてください。

障害者総合支援法における相談支援事業の体系



